

平成二十四年 第十二回 青森市教育委員会定例会 会議録

一 開会日時 平成二十四年十二月二十六日(水) 午後三時

二 閉会日時 平成二十四年十二月二十六日(水) 午後四時〇二分

三 会議開催の場所 柳川庁舎二階 大会議室

四 出席委員

五 事務局出席職員

理事  
教育次長  
教育次長  
浪岡教育事務所長  
総務課長  
参事兼社会教育課長事務取扱  
参事兼文化スポーツ振興課長事務取扱

工藤 壽彦  
金澤 保  
成田 一三三  
和田 比呂志  
岸田 耕司  
館田 一弥  
加藤 文男

中央市民センター館長  
文化財課主幹  
市民図書館長  
学務課長  
学校給食課長  
指導課長  
浪岡教育事務所教育課長

今村 牧彦  
川村 範規  
田中 聡子  
山谷 尚史  
本間 昭彦  
伴間 孝文  
鳴海 雄大

佐藤 秀樹  
鎌田 慎也  
西村 恵美子  
平出 道雄  
石澤 千鶴子  
月永 良彦

## 六 会議に付議された案件

### (一) 議事

議案第六十一号 青森市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第六十二号 アートで音楽のあるまちづくり方針の策定について

議案第六十三号 臨時に代理し処理した事項の承認について

(学校給食費の支払を求める訴えの提起にかかる専決処分について)

### (二) 報告

(一) 市内中学校教諭による体罰について

(二) 学校給食における賞味期限切れ食材の使用について

(三) 平成二十四年第四回市議会定例会の質問概要について

(四) 青森市子ども読書活動推進計画第二次計画の進捗状況について

(五) 平成二十五年学校教育指導の方針と重点について

(六) 荒川中学校における感染性胃腸炎の集団発生について

### (三) その他

## 七 会議録署名委員

石 澤 千鶴子  
月 永 良彦

## 八 会議の概要

午後三時に委員長が開会を宣言する。会期を一日とし、会議録署名委員を前項七のとおり指名する。

議案第六十一号から議案第六十三号までを審議し、原案のとおり決定する。

事務局から六件の報告をし、平成二十五年第一回定例会の日程調整をし、閉会した。

## 九 会議の状況

(一) 議 事

委員長 それでは議事に入らせていただきます。

議案第六十一号「青森市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

成田教育次長から説明

議案第六十一号青森市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則の制定について、御説明申し上げます。

先般の平成二十四年第四回市議会定例会におきまして、平成二十五年四月から浅虫小学校を東陽小学校へ統合することに伴い、今年度をもって浅虫小学校を廃止するため、青森市立小学校条例の一部を改正する条例が議決されたところでございます。

これに伴い、本議案は、廃止する浅虫小学校の通学区域を東陽小学校の通学区域と定めるため、青森市立小学校及び中学校の就学に関する規則の所要の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、配付資料の新旧対照表にございますとおり、小学校の通学区域について規定しております。「別表 1 小学校」から、浅虫小学校を削除し、当該校の通学区域を東陽小学校へ追加するものであります。以上でございます。

委員長 ただいまの事務局からの説明につきまして、御意見、御質問等はありませんでしょうか。

委員長 特にないようですので、議案第六十一号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長 御異議がないようですので、原案のとおり決定することといたします。

委員長

次に、議案第六十二号「アートで音楽のあるまちづくり方針の策定について」事務局から説明をお願いします。

理事から説明

議案第六十二号 アートで音楽のあるまちづくり方針の策定について、御説明いたします。

本方針の策定に当たりましては、去る八月十六日に開催した教育委員会定例会において、アート、音楽、まちづくりの分野で活動されている約三十名の方々からの意見聴取や意見交換会を参考にまとめた素案を提示し、概要を御説明させていただいておりますが、その後、八月二十六日に開催した「アートで音楽のあるまちづくり推進フォーラム」、九月二十六日に開催した「一〇〇人委員広聴会」、九月一日から三十日まで実施した「わたしの意見提案制度（パブリックコメント）」において、市民の皆様から御意見をいただいたところでありませんが、このたび、いただいた御意見を参考に、「アートで音楽のあるまちづくり方針案」としてまとめたところであります。

それでは、お手元の配付資料「アートで音楽のあるまちづくり方針案」の概要版に沿って、御説明させていただきます。

近年、国においては、美しい景観や自治体固有の文化的環境を生かすことにより、住民の創造性を育むとともに、まちのにぎわいに結びつけることを目指す自治体を「文化芸術創造都市」とし、文化芸術創造都市の推進を図っております。

本市においても、芸術的で音楽が奏でられている街をイメージしながら、文化資産のみならず、山と海に囲まれた青森の美しい景観をはじめ、文化芸術が有する創造性を活かした「アートで音楽のあるまちづくり」を目指し、サブタイトルを「文化芸術創造都市をめざして」としました。

また、基本方向を、一つに、文化芸術活動の推進、二つに、郷土の文化資産と文化財の活用・継承、三つに、文化芸術の創造・発信、四つに、推進体制の整備とし、これに基づいた施策の展開を図ることとしております。

この内容で御了承いただければ、方針としたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、何卒慎重審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長

ただいま事務局の説明がありました。御意見、御質問等はありませんでしょうか。

西村委員

ただいま説明をいただきました方針が、青森市民に定着できますように、それから、創造・発信というところが、みなさん

の期待のもとに構築されることを願っております。事業や取組をすると、関係者のみに周知されることが多い中で、これが策定されることよって広がりをもっていくことに期待したいと思います。

委員長

その他に御意見、御質問ございますでしょうか。

月永委員

アートで音楽のあるまちづくりということで、青森市がアートや色々な音楽、版画、絵画いろんなもので、今までにやってきたところですが、その中で特に音楽というものをピックアップしながら、やっていくというのは、非常にいいものだと思います。

特に街中では、今までは三味線の音というのがメインであったのですが、今年は事業の一環として、キッズコンサートを実施して、子どもたちである小学生や中学生が街中で色々な音楽を披露してくれました。これが広がって、青森が現実的に市民に親しまれるまちづくりになっていくことを願っていますので、学校に負担のかからない程度に進めていって、青森のまちがアート、音楽に溢れるまちになることを願っております。

委員長

その他、御意見、御質問ございますでしょうか。

委員長

基本方向にある文化芸術を担う人材育成について、まちづくりというのがタイトルにあります。アートや音楽に関心のある人が育まれていくという視点を忘れずに計画を進めていって欲しい。

委員長

その他、御意見、御質問がなければ、議案第六十二号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長

御異議がないようですので、原案とおり決定することといたします。

委員長

次に、議案第六十三号「臨時に代理し処理した事項の承認について」事務局から説明をお願いします。

## 理事から説明

議案第六十三号 臨時に代理し処理した事項の承認について、御説明申し上げます。

事務局では、学校給食費の滞納者の中で、再三にわたる催告や納付相談への働きかけにも全く応じない、あるいは分割納付が不履行となっているなど、不誠実な対応を繰り返している滞納者、五世帯十名に対し、去る十月二十五日の市長決裁により、十一月七日に民事訴訟法第三百八十二条の規定に基づく支払督促の申立てを、青森簡易裁判所に行ったところでございます。

昨日までの経過では、二世帯四名が今回の支払督促に応じ、それぞれ滞納給食費の一括納付が確認され、一世帯二名が支払督促手続きが進行中であり、残る二世帯四名がこのたびの案件となっております。

それでは、議案第六十三号をご覧ください。

まず、議案第六十三号その一とその二につきましては、平成十九年度に市内の中学校に通学していた生徒の母親と父親でございます。

本件は、一名の生徒が給食の提供を受けた年間百六十一食分の学校給食費四万七千二百円の支払義務が発生しましたが、平成十九年度中に納付されることなく滞納となり、その後の納付交渉により、毎月五千円ずつ分割して納付することを約束し、本年八月までに四回分二万円の納付があったものの、その後の納付が無く、電話、文書、臨戸訪問による催告に一切応じず、不誠実な対応を繰り返してきたことから、支払督促の申立てに至ったものでございます。

その後、十一月十四日に相手方から青森簡易裁判所へ、督促に対する異議の申立て、具体的には分割納付の申入れがありましたことから、民事訴訟法第三百九十五条の規定により、本市が青森簡易裁判所に支払督促の申立てを行った十一月七日に訴えの提起があったとみなされ、自動的に民事上の訴訟に移行となったものでございます。

この支払督促の事務手続きにおきましては、相手方から分割納付としたいなどの督促に対する異議の申立てがなされた場合に、自動的に民事上の訴訟に移行することから、支払督促の申立てを決定した十月二十五日の市長決裁においては、相手方から督促に対する異議の申立てがなされた場合、地方自治法第百八十条第一項の規定に基づき、あらかじめ訴えの提起について、専決処分したものとみなすこととされたものでございます。

本件にかかる督促異議申立ての通知を事務局が受けましたのは、第十一回教育委員会定例会の日であり、この専決処分につきまして、十一月二十八日開会の平成二十四年第四回市議会定例会に急遽報告する必要がございましたことから、「青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則」第五条第一項の規定により、教育長が臨時に代理し処理いたしましたので、同条第二項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第六十三号その三とその四につきましては、平成二十三年度に市内の中学校に通学していた生徒二名の父親と母親でございます。

本件は、一名の生徒が給食の提供を受けた年間百四十八食分の学校給食費四万三千二百十六円と、もう一名の生徒が給食の提供を受けた年間百七十四食分の学校給食費五万八千八百八円の支払義務が発生したものの、平成二十三年度に納付されたのは二万円のみで、残りの七万四千二百四十四円が滞納となり、その後の納付交渉により、毎月一万円ずつ分割して納付することを約束したものの、一度も履行されず、不誠実な対応を繰り返してきたことから、支払督促の申立てに至ったものでございます。

その後、十二月五日に相手方から青森簡易裁判所へ、分割納付を希望する旨の督促に対する異議の申立てがありましたことから、議案第六十三号その一などと同様に自動的に民事上の訴訟に移行となったものでございます。

本件にかかる督促に対する異議申立ての通知を事務局が受けましたのは、平成二十四年第四回市議会定例会会期中の十二月七日であり、この専決処分につきましては、昨日の市議会最終日に追加で報告を行ったところでございます。

次に、付属資料「支払督促から訴訟移行後の事務の流れ」をご覧ください。

今回、専決処分を行いました二世帯四名につきましては、青森簡易裁判所で行われる口頭弁論において、分割納付期間や金額などの異議申立内容を確認し、対応を検討していくこととなります。

議案第六十三号その一及びその二につきましては、去る十二月二十日に第一回口頭弁論が開かれ、相手方からの二月から月々五千円ずつの分割納付の申し入れを受入れた、調停に変わる決定があり、後日、文書で通知されることとなっております。

また、議案第六十三号その三及びその四につきましては、一月十五日に第一回口頭弁論が開かれる予定であり、そこで申立内容を確認し、対応を検討することとしております。

以上でございます。

委員長

ただいまの事務局からの説明につきまして、御意見、御質問等はありませんでしょうか。

委員長

ないようであれば、議案第六十三号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長 御異議がないようですので、原案どおり決定することといたします。

(二) 報 告

委員長 それでは、報告事項に入ります。今回の報告事項は、今回六件となっております。

はじめに、「市内中学校教諭による体罰について」事務局から報告をお願いいたします。

成田教育次長から説明

去る十二月三日、月曜日に、市内中学校教諭による体罰ございましたので、お手元に配付しております資料に基づいて、御説明させていただきます。

概要でございますが、市内中学校の1年生の教室において、同校男性教諭が授業中に、生徒の私語が多くなり、私語をやめるよう、学級全体に注意したところ、被害生徒が教師を揶揄する言葉を発したと思い、当該生徒の頭を平手で叩くという行為におよび、その際、当該生徒の前歯が机の縁にぶつかり、前歯二本が欠けるというけがを負わせたものであります。

なお、学校では、早急に被害者を病院に連れて行き、治療後、被害者は、当日の授業に復帰しております。また、当該教諭及び校長は、速やかに被害生徒及び保護者に対して謝罪しております。

体罰については、今年度、五月にも、市内中学校において同様の事案が発生しており、その後、全小・中学校長を召集し、体罰の禁止について強く指導してきたにもかかわらず、今回、再び体罰が発生し、さらに生徒にけがを負わせたことに対して、事務局といたしましては、当該校に対して、再び体罰が発生することのないよう、複数の教員による指導体制をとること、管理職の校内巡視を徹底すること、さらには、職員会議で具体的な対策を取り上げ、生徒との信頼関係づくりに全力で取り組むことを強く指導したところでございます。

また、十二月七日の小学校長会及び中学校長会において、児童生徒の教育に携わる教育公務員は、高度の行為規範、高い倫理観が要求されており、体罰を含め、信用失墜行為を繰り返すことのないよう、全小・中学校長に対して規律の確保の徹底を指示したところでございます。



委員長

ただいまの説明について、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

月永委員

今回の体罰については、ただいまの説明にもあつたとおり、五月にも市内の中学校において同様の事案が発生しており、その後、全小学校及び中学校の校長を招集しまして、私から直接、体罰の禁止について、強く指導してきたにも関わらず今回再び体罰が発生し、さらに生徒に怪我を負わせるという結果になったことは、本当に残念であり、体罰を受けた生徒及び保護者等に対し、改めて、お詫び申し上げたいと思います。

実は、昨日の市議会でも、青森市独自の子ども権利条例というものが議決されたところです。この条例は、色々な都市で作り始められているいじめ条例よりもさらに大きな視点から、子どもが自分らしさを損なわずに、将来に向け、今まで以上に思いやりの心を持つたり、他者とともに生き、支えあう市民として成長していき、自覚形成を目指していくことが、できるものとして期待して作られたものです。そのような意味からもいじめや不登校、虐待、そして今回の体罰といった子どもたちを取り巻く様々な不安の解消の一助となるものと考えており、そして、青森市の子どもたちが自分らしく伸びやかに幸せに学校生活を送れるようにしたいと考えて作られたものであります。

今後におきましては、決して体罰が発生しないように、綱紀肅正を図るとともに、全教職員の生徒理解及び指導力の向上を図り、学校教育に対する市民の信頼の回復に努めて参りたいと考えております。

委員長

私からも、八月の上旬だったと思いますが、臨時の校長会の場でも申し上げましたが、問題行動を示す子どもたちは、その子に問題があるというよりは、私たち大人に問題を問いている子どもにも違いがないと思っております。そういう意味では、改めて、委員会の方から、学校現場の方にも強くこのようなことがないように、取り組んでいただけるようお願いしたいと思います。

委員長

次に、「学校給食における賞味期限切れ食材の使用について」事務局から報告をお願いいたします。

学校給食課長から説明

学校給食における賞味期限切れ食材の使用について、御報告申し上げますが、報告の前に、まずもって、この度、

給食の食材に賞味期限切れのものを使ってしまったことについて、児童並びに保護者の皆様に多大な御迷惑と御心配をおかけいたしましたことを、心からお詫び申し上げます。申し訳ございません。

それでは、お手元に配付しております資料に基づいて、説明させていただきます。

概要でございますが、十一月二十一日、佃小学校において提供された「パック天つゆ」について、児童から賞味期限が過ぎているとの指摘があり、直ちに、賞味期限の確認をするよう校内放送を行った結果、賞味期限が平成二十四年十月十五日のものと、平成二十五年四月六日のもの二種類が配られておりました。

当日の給食喫食者数は五百九十九名で、四百二十五個の賞味期限切れのものが提供されており、そのうち二百八十個が使用されたことが確認されました。

幸いにも児童に健康被害はなかったものの、児童並びに保護者の皆様に多大な御迷惑と御心配をおかけいたしましたことに、改めて、お詫び申し上げます。

次に、原因でございますが、納入業者による誤った納品と、学校による食材の検収の確認が不十分であったことにあります。

このため、教育委員会といたしましては、給食の食材を納入する各業者に対し、納入の際の注意喚起を、また、各小・中学校、各調理場に対し、食材納入時の検収における確認の徹底について、改めて文書により通知したところであります。

今後におきましては、再発防止のため、食材の検収手順を見直すとともに、検収記録簿の確認体制の徹底について、各学校、調理場へ周知し、安全安心な学校給食の提供に努めて参りたいと考えております。

委員長

ただいまの説明について、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

月永委員

今回、このような事態になってしまい本当にお詫び申し上げたいと思います。幸いに子どもたちに体調変化その他変化がなかったことが本当に良かったと思っております。ただ、二度とこのようなことがないように、明日、私の方から、先ほどの体罰と同様に、各校長に再度、注意するようにお願いしたいと思っております。

委員長

是非、そのようをお願いしたいと思います。続いて、報告の三件目になりますが、「平成二十四年第四回市議会定例会の質問概要について」事務局から報告をお願いいたします。

総務課長から説明

第四回青森市議会定例会は、去る十一月二十八日に開会し、昨日、閉会したところであります。

本議会には、十一月十九日開催の第十一回教育委員会定例会で御審議していただきました教育委員会に係る議案、一つに、浅虫小学校と東陽小学校を統合することに伴う「青森市立小学校条例の一部を改正する条例」、二つに、「青森市小牧野遺跡の保護に関する条例」、三つに、市民センター、公民館、文化施設、体育施設等に係る指定管理者の指定議案が審議され、いずれも原案どおり、本会議で御議決いただいたところであります。

なお、「青森市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」については、否決されたところであります。

これらの議案に関することを含め教育委員会に対する、一般質問、総括質疑及び予算特別委員会での質問内容につきまして、お手元に配付しております資料のとおりでございます。

一般質問につきましては、十一名の議員から十七項目、総括質疑につきましては、一名の議員から四項目、予算特別委員会につきましては、十名の委員から十六項目の質問があり、教育委員会としての考え方、方針等について、答弁させていただいたことを御報告いたします。

委員長

ただいまの説明について、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

委員長

ないようであれば、報告の四件目に入ります。「青森市子ども読書活動推進計画第一次計画の進捗状況について」事務局から報告をお願いいたします。

市民図書館長から説明

平成二十三年五月に策定いたしました「青森市子ども読書活動推進計画第二次計画」の進捗状況について御報告いたします。

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づくもので、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の改定や、県の推進計画の改定状況などを踏まえ、昨年五月に策定したものでございます。

計画期間は、平成二十三年度から平成二十七年までの五年間としております。

お手元の資料 をご覧ください。まず計画の概要についてでございますが、「計画の基本理念」といたしましては、一にありませとあり、豊かな心をはぐくみ人生をより深く生きていく力を身につけるよう、読書を楽しみ、読書に親しむ子どもを育成することとしております。

また、「一 計画の基本方針」にありますとおり、この第二次計画では、一つに、家庭や地域等における子どもの読書活動の推進、二つに、子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備・充実、三つに、子どもの読書活動を推進するための連携・交流と広報活動の促進の三つの基本方針をあげ、施策の方向を示しております。

また、「三 計画の評価と指標」にありますとおり、計画の進捗状況を把握するため、基本方針一から三の施策の評価にかかる数値目標を設定し、次のページにお示ししております。

それでは、一ページ「平成二十三年度事業の実施状況と評価並びに今後の対応」をご覧ください。

「基本方針一 家庭や地域等における子どもの読書活動の推進」における取組でございますが、事業実施状況につきましては、一ページから四ページに「家庭での読書活動の推進」、五ページから六ページに「地域での読書活動の推進」、七ページから九ページに「学校での読書活動の推進」、「保育所、保育園、幼稚園での読書活動の推進」について記載しております。

九ページにございますとおり、「一の三の二」保育所、幼稚園での読み聞かせの働きかけについては特に図書館としては取り組んでおらず、また、「一の三の三」保育士や教諭の研修の充実に向けた働きかけなども国作成のポスターやパンフレットの配布を行ったものの、それ以外の取組はなかったことから、総じて保育所等への取組につきましては、十分ではなかったと考えております。

続いて十ページは「市民図書館での読書活動の推進」について記載しております。

次に、十一ページの「(二)基本方針一における目標指標の達成状況と今後の対応」をご覧ください。

五つの指標のうち「市民図書館からの特別貸出件数」が目標に至りませんでした。

その理由といたしましては、これまで利用いただいていた団体の利用回数が減少したこと、図書館として利用呼びかけの範囲を広げる工夫やサービス内容の積極的なPRなど、新規利用者の掘り起こしが不十分であったと考えております。

今後は、「特別貸出」について、多くの利用者に知っていただくよう、様々な手段を講じ、またサービス内容の拡充についても、平成二十三年度に各配本所に配置した紙芝居舞台や読み聞かせに使用する大型絵本用ブックスタンドを

新たに配本所でも貸出しするなど、検討していきたいと考えております。

さらに、「(三)基本方針一における課題と解決に向けた取り組み」につきましては、平成二十三年度は、保育所などに対する取組が十分ではなかったと考えておりますことから、貸出文庫の利用を始め、読書関連情報や催事情報を図書館が積極的に提供していくほか、新たな利用者の掘り起こしのための幼児と保護者が集う場でのチラシの配付など、イベントなどを活用した図書館サービスのPR、保育所等の外に出るの活動に図書館や配本所の施設見学を取り入れる御提案など、直接的に来館を促す働きかけなど、様々な取組について、検討して参ります。

続きまして、十二ページからは「基本方針二 子どもの読書活動を推進するための読書活動の整備・充実」についてでございます。

「事業実施状況」につきまして、十二ページから十三ページは「家庭での読書環境の整備充実」、十四ページから十六ページは「地域での読書環境の整備充実」、十七ページから十八ページは「学校での読書環境の整備充実」、十九ページは「保育所、保育園、幼稚園での読書環境の整備充実」、について記載しておりますが、保育所等に対する取組につきましては、基本方針一と同様、十分ではなかったと考えております。

また二十ページから二十一ページは「市民図書館での読書環境の整備充実」について記載しております。

次に、二十一ページの「(二)基本方針二における目標指標の達成状況と今後の対応」をご覧ください。

二つの指標のうち「学校図書館蔵書冊数」の中学校が目標には至りませんでした。

理由といたしましては、中学校の統廃合により、廃校となった学校の蔵書の活用が十分ではなかったこと、寄贈図書等の登録が進まなかったこと、これまで廃棄の少なかつた中学校でも、過去二年廃棄が進んだためと考えております。

今後は、廃校によって生じた未処理本の早急な移管処理、寄贈図書等の受入奨励と整備、各校の図書館環境の充実に向けた蔵書の確保について努力して参りたいと考えております。

また、「(三)基本方針二における課題と解決に向けた取組」につきましては、基本方針一と同様、総じて保育所などに対する環境整備の取組が十分ではなかったと考えられますことから、より一層、図書館の各種サービスの情報提供に努めること、保育士、幼稚園教諭の方々が行う読み聞かせ等に対する支援など、様々な取組について、検討して参ります。

続きまして、二十二ページからは「基本方針三 子どもの読書活動を推進するための連携・交流と広報の促進」についてでございます。

「事業実施状況」につきましては、二十一ページから二十四ページは、「連携・交流の促進」で、家庭、地域、学校、市民図書館、読書活動団体、ボランティア等が連携、協力できる効果的な体制づくりのための取組を、二十五ページから二十六ページは、「広報活動の促進」で、様々な読書活動の情報を発信し、市民全体の理解と関心を深める効果的な広報活動の取組を記載しております。

次に、二十七ページの「(二)基本方針三における目標指標の達成状況と今後の対応」をご覧ください。  
二つの指標ともに目標を達成しております。

また、「(三)基本方針三における課題と解決に向けた取組み」につきましては、これまでの取組を継続しつつ、地域、学校、市民図書館、読書活動団体、ボランティア等の交流をさらに発展させ協働していくことが必要であると考えておりますことから、保育所や学校などの課外活動における配本所の活用や、学校支援地域本部事業への図書館職員の派遣などより一層の連携、ボランティアとの連携協力による各市民センターでのおはなし会実施など、様々な取組について検討して参ります。

当該計画の平成二十三年度達成状況につきましては、九つの指標のうち、「市民図書館からの特別貸出件数」と「学校の学校図書館蔵書冊数」の二つが目標値に至らず、また、総じて保育所、保育園・幼稚園への読書活動に関する働きかけ等が十分ではなかったと分析しております。

今後は、市民図書館を始め、子どもの読書活動に関わる施策を行う庁内関係各課、さらに、家庭、地域、学校、保育所、保育園、幼稚園、読書活動団体、ボランティア等と連携しながら、事業を着実に実施することにより、子どもたちの読書活動の推進と読書環境の整備・充実に取り組んで参ります。

委員長

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

平出委員

最近、顕著な変化の一つがタブレット等のモバイル機器が普及してきている状況です。そのモバイル機器を通して読書ができるという時代になってきています。このような変化は今後、急速に進むと思われるので、モバイル時代の対応に考慮した読書活動について考えていくことが必要である。

西村委員

一つは提案としてお話ししますが、最近、朝の読書も百パーセントに近く、本日の報告をみても推進計画に沿って、順調に推移しているということを高く評価したいと思います。

さらに、それを進展させるため、一つは、おはなし会というのが、充実しているとは思いますが、必ずしも保護者がその会場まで子どもを連れてくるといったことは、不可能といった場合もあることから、どのように幼児期に本との出会いやその前の段階のおはなし言葉といったものとの出会わせるかといった具体的な対策を深めていただきたい。

もう一つは、朝の読書やおはなし会などの充実とともに、集団読書のテキストが図書館にはありますが、それを特別に貸出の項目に加えて、学級などで、朝の読書のときに、同じタイトルの本を読んで意見を述べ合ってみるなど、学校での読書環境の整備するといったことに繋がっていくのではないかと考えております。

石澤委員

本との出会いで、基本理念にある「豊かな心をはぐくみ」というところに、期待をしたいと思えます。まずは、親子で本に触れて、保育園、学校と繋がっていくことで、活字離れと言われておりますが、本を通して、豊かな心になっていくことを期待しております。

委員長

四月、毎年ですが、保育所でも幼稚園でも新年度が始まり、四月二日の子どもの本の日から、四月二十三日の子ども読書の日も含めて、この時期に、先ほど幼稚園や保育所との取組が少し薄いと話がありました。そこを強化する中で、計画の目的が達成されていくのではないかと思いますので、その辺で私たちにできることは、是非、させていただきたいと思っております。よろしく願います。

委員長

次に、報告の五件目に入ります。「平成二十五年度学校教育指導の方針と重点」について事務局から報告をお願いいたします。

指導課長から説明

平成二十五年度「学校教育指導の方針と重点」について、御報告申し上げます。

事務局におきましては、各学校における教育課程編成の指針とするため、毎年度「学校教育指導の方針と重点」を各学校に対して示してきています。

平成二十五年度の「学校教育指導の方針と重点」につきましては、各学校における教育課程の編成作業が始まる三学期に間に合わせるため、これまで指導課及び学務課の学校訪問並びに校長面談等を通して把握した各学校の教育活動の実態に加え、教育委員の皆様からいただいた御意見等も十分に踏まえつつ、見直しを進めてきたところでございます。この度、平成二十五年度「学校教育指導の方針と重点」が決定いたしましたので御報告申し上げます。

お手元の配付資料をご覧ください。

方針につきましては、今年度と同様に、「知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな子どもの育成」を目標に掲げ、「確かな学力の向上と豊かな心の育成」を基盤として「個を生かし夢を育む特色ある学校」を目指した活気あふれる教育活動を推進することといたしました。

次に、重点につきましては、学力の向上、小・中学校の連携の充実、キャリア教育の充実、特に、いじめ、不登校へ対応した生徒指導の充実、特別支援教育の充実、学校防災への取組の充実、以上の六つの観点から特に見直しを図り、下線を引いた部分を変更いたしましたので、これについて説明させていただきます。

まず、一つ目は、重点(一)「九年間を見通した教育活動を展開するための小・中連携の推進、充実」でございます。

今年度、四つの中学校区における「学校課題解決のための小・中連携推進事業」の公开发表会が開催され、本事業の成果として、小・中学校間の協力体制が確立され、学習意欲の向上や学習習慣の定着など、教育活動を進める上で必要とされる基礎的なものが育ってきていることが確認されましたことから、次年度におきましては、整備された協力体制の下、各中学校区における諸課題を明確にした上で、課題解決のための具体的な方策を小・中学校全教職員が同一歩調により取り組むことで、諸課題の解決を図って参ります。

二つ目は、重点(二)「障害のある子ども自立や社会参加に向けた特別支援教育の推進」でございます。

特別な支援を必要とする児童生徒に対する教育の充実が強く求められていることから、各学校は、個別の指導計画を作成し、これら児童生徒の教育的ニーズに応じた効果的な指導や支援に努めてきたところでありますが、次年度におきましては、就学期から学校卒業までを通じて一貫した支援が行えるよう、個別の教育支援計画を活用した指導を充実させるとともに、校内支援体制の機能の整備・充実に努めて参ります。

また、これら児童生徒の教育に際しましては、保護者の役割も極めて大きいことから、就学指導委員会による検査結果等を活用し、保護者に対する支援にも努めて参ります。

三つ目は、重点(三)「安全な学校を目指し、家庭や地域社会との連携を基盤とした危機管理体制の確立」でございます。

これにつきましては、教育委員の皆様方からも、「地域と一体となった取組を進めるべき」との御意見をいただいておりますが、学校防災計画については、これまでも見直しが行われてきているところでございますが、次年度におきましては、津波等にも対応した、学校、家庭、地域が一体となった避難訓練の実施や防災計画の見直しをさらに推し



進めるとともに、児童生徒に危険予測・危機回避能力を身に付けさせるための防災教育にも取り組んで参ります。

四つ目は、重点(二)「教員の専門性や得意分野を生かした「魅力あるわかる授業」の実践」でございます。

このことにつきましても、教育委員の皆様方から「学力の一層の向上を図る必要がある」との御意見をいただいているところであり、児童生徒に「確かな学力」を身に付けさせるため、各学校が実施している学力検査や県学力学習状況調査等の結果をもとに、子どもたちの学力や学習状況を把握、分析することで、日々の教育活動の成果と課題を明らかにするとともに、課題解決のための指導体制及び指導方法を盛り込んだ、各学校毎の「学力向上プラン」を作成し、具体的な行動計画により、学力の向上を図って参ります。

次に、二枚目をご覧ください。

五つ目は、重点(三)「夢や希望を育むキャリア教育の推進」でございます。

児童生徒の夢と希望を育むことができるよう自立した生活と社会参加を可能とするキャリア教育を体系的に推進していくことは、これからの学校教育において極めて重要であると考えております。

このようなことから、次年度においては、各学校が児童生徒の発達段階を考慮しながら、学校教育のあらゆる場面において、保護者や地域との連携の下、キャリア教育の視点に立った取組を明確に位置付け、望ましい勤労観、職業観の育成を図って参ります。

六つ目は、重点(四)「全教職員の共通理解と共通行動に基づいた生徒指導体制の充実」でございます。

このことにつきましても、教育委員の皆様方から「気軽に相談できる体制が必要である」といった御意見をいただいておりますが、いじめ、不登校問題への対応につきましては、未然防止を第一に取り組むことが重要であり、いじめや不登校を生み出さないための取組が必要不可欠であると考えております。このことから、次年度におきましては、いじめ防止意識啓発のためのリーフレットの配付及び不登校の予防や再発防止のための学習機会を設けるなど、より実践的な取組を進めて参ります。

委員長

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

平出委員

2重点 ですが、昨年(三・一)の大震災の際も防災教育を実施していたところは、相応の効果があつたと御報告されております。そこで、この防災訓練、あるいは防犯訓練、これについては、有効な訓練が徹底されるように努めていただきたいと思います。

委員長 そのほか、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

西村委員

重点(一) ですが、障害のある子どもたちのところで、保護者の支援という説明がありました。このことに関しては非常に困難であると思います。問題が複雑で多岐になっているので、ここにどのような人が携わるのか、どのように支援していくのかについて、支援していただきたいと思えます。

指導課長

個別の教育支援計画を活用した指導ということで、子どもが小さいころから掛かっている病院、相談を受けているところなど、それらの方々と共に情報を共有しながら、親も交えてということを考えておりますので、教育委員会だけに留まらず、取り組んでいきたいと考えております。

月永委員

今の付け加えますが、個別の指導計画というのは、病院に例えれば、カルテの様なものであります。それを見ると、育ってきたありさまというのがわかるような仕組になっております。特定の方だけが指導できるのではなく、色々な先生方がそれを見て、関わっていけるよう、一人一人のそれを各学校で作成しているものであります。これは、どんどん進めていきたいと考えております。

それと、平成二十五年度の学校教育指導の方針と重点につきましては、各学校において、これを基にしながら、各学校の特色を出せるように、色々な教育計画を建てていくということと、もう一つは、年間通して行ったときにチェックしながら学校評価の観点としても使って欲しいというもので、次の年の計画に盛り込んだり、次の年に変更したり、というものに使っていただきたいということで、作っております。平成二十四度は、特に、確かな学力の向上ということ、豊かな心の育成ということ、二点目は、特別支援教育の充実、四点目に危機管理意識の徹底という四点を掲げておりましたが、さらに細かく、小・中連携の一層の充実ということで、委員長もおりますので、幼・保・小の連携も視野に入れながら、来年度検討してみたいと思っております。

今年、特に問題となりましたいじめ、虐待、体罰等に対する生徒指導の充実については、生徒だけじゃなく、指導する先生側にとっても、色々な意味で考え、取り組みして欲しいを含めたものを強調して来年度取り組むこととしております。

将来の自分たちの生き方に対する夢や希望、自分の進むべき道を小学校の辺りから薄々ながら考えていくというキャリア教育を充実したものにしていきたい。というのが来年度の教育指導の方針と重点に盛り込まれております。

各学校では、これをさらに重点化して、この中でうちの学校だと、これと、これと、これについては、特に、力を入れていくんだというものを決めて、教育計画を作っていきますが、その視点になる方針と重点は、非常に大事ものです。これを各学校に周知して、さらに頑張ってもらって、子どもたちが豊かに育っていくようにしていきたいと考えております。

西村委員

今、補足説明を聞きまして、望ましい方向であると思えました。特別支援の関係では、学校だけが背負い込むということではなく、いわゆるカルテを作成することで、専門家と双方向で当たるということが、もっともだと思えました。いじめの関係では、今回の議会で審議されました「子どもの権利条例」については、担当課のみならず、教育委員会でもその周知に努めていただかなければならないと思えました。

委員長

今、西村委員からもありましたし、先ほど月永教育長も御説明されましたが、昨日、青森市に「子どもの権利に関する条例」ができました。一人一人の子が大切にされて育ちあうまち、そのまちで学校教育を受けていく子どもたちにも、根底では、その精神が活かされていくように、是非、心にしていただきたいと思います。

委員長

それでは、報告の六件目に入ります。「荒川中学校における感染性胃腸炎の集団発生について」事務局から報告をお願いいたします。

成田教育次長から説明

荒川中学校における感染性胃腸炎の集団発生について、御報告申し上げます。

配付資料をご覧ください。

去る、十二月二十日、荒川中学校において、一、二学年の生徒十五名が、下痢、吐き気等、感染性胃腸炎の症状により欠席いたしました。

さらに、登校した一、二学年の生徒の内十五名も、同様の症状を訴えたことから、学校は学校医、保健所等と協議の上、感染性胃腸炎の集団発生の疑いがあるとして、症状が認められた十五名については、保護者に引き渡しております。また、残りの一、二学年の生徒については、給食終了後、帰宅させるという措置を取ったものであります。

また、三学年については、同様の症状を訴える生徒がいなかったこと、一、二学年とは使用するトイレが異なっていることなどから、通常通りの授業を行った後、帰宅させております。

翌二十一日は、欠席者が一、二学年のみ三十六名となっており、当日は、二学期の終業式が予定されておりましたが、一堂に集めず、学級毎に対応した後、速やかに全校生徒を帰宅させております。

なお、二十二日からは冬休みに入っておりますが、学校からは、二十五日現在、二学年の生徒一名を除き、残りの生徒は回復したとの報告を受けております。

今回の集団感染を受け、荒川中学校においては、全校生徒に対して、手洗い、うがいの徹底などを指示するとともに、集団感染が確認された二十日及び翌二十一日の二日間、トイレ、水のみ場、机、椅子、及びスクールバスの座席を消毒するなど、感染拡大防止に向けた措置を取っております。

教育委員会としては、今年度は全国的にノロウイルスをはじめとする感染性胃腸炎が流行しており、今月十八日に市内小学校において児童一名の感染が報告されていたところであり、三学期においても集団発生の懸念がありますことから、今後、各学校が作成した「学校における感染症等発生時の対応マニュアル」を基に、手洗い、うがいの徹底など、感染予防に万全を期すよう各学校を指導して参ります。

委員長

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

西村委員

質問をさせていただきます。感染拡大を予防したいところですが、この間の教職員の状況を把握していたら、お聞きしたいと思えます。

成田教育次長

教職員は、一名、同様の症状を呈した教諭がおります。この教員は、二十日に症状がみられるようになっており、二十一日は、学校を休んでおります。その後、三日間、連休になりましたので、通院した後、お医者さんから出勤可能ということで、昨日から出勤しております。

委員長

報告、六件終わりました。そのほか、

(二) その他

委員長

その他、事務局から何かございますでしょうか。特になければ、次回の定例会について、協議したいと思えます。

総務課長

次回につきましては、来年一月二十五日金曜日、午後三時から、教育研修センター四階第二研修室で開催したいと思っております。

委員長

事務局から次回の定例会の日程の調整がありました。皆様いかがでしょうか。

各委員了承

委員長

御異議がございませんので、次回は、一月二十五日金曜日、場所につきましては、教育研修センター四階第二研修室といたします。

平成二十四年十二月二十六日開催の平成二十四年第十二回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

平成二十五年一月二十四日

書 記

川 村 拓

右のとおり相違ないことを認め署名する。

平成二十五年一月二十五日

署名委員

石 澤 千鶴子

署名委員

月 永 良 彦